

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件

秋田国民年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

国民年金の保険料は、納付書で主にA郵便局で納めてきた。納めなければならない保険料はすべて納めてきたし、保険料の督促が届いたことも無い。申立期間だけ未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月29日に国民年金に任意加入して以降、申立期間の12か月を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料納付に関する供述は具体的であるとともに、申立期間当時、保険料を納付する資力はあったとの主張についてもその夫が継続して会社員として勤務していたことが確認でき、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和24年10月1日、資格喪失日は、25年6月7日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年10月から25年2月までを6,000円、同年3月から同年5月までを7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から25年6月7日まで
昭和22年12月から26年5月までA株式会社C事業所に継続して勤務した。途中の24年10月から25年5月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が申立期間にA株式会社C事業所において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、当時の同僚の証言から申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる上、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、同社B事業所において申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が昭和24年10月1日から25年6月7日までの期間は同社同事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和24年10月から25年2月までを6,000円、同年3月から同年5月までを7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

申立期間当時、自営業をされており、私が税金等や妻の国民年金保険料も銀行で納付していた。自分の国民年金保険料だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、その妻の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を銀行で納付していたと主張するところ、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が申立期間①と申立期間②との間の期間について、国民年金保険料を過年度納付（納付月日は不明）している一方で、同期間の妻の保険料は現年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間以降についても、平成 5 年 5 月から 6 年 3 月までの期間及び同年 6 月は、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みであるが、申立人は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から59年9月まで
申立期間中の昭和59年4月14日にA市町村からB市町村へ引っ越した。国民年金への加入手続は、自分で行った記憶は無く、父母又は税理士が行ってくれたと思う。当時は、父の扶養に入っていたので、父がお金を出し、母が国民年金保険料を納めていてくれたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その両親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の両親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付には関与していないため、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、B市町村の保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和58年6月1日に国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できるが、再取得した当時居住していたA市町村の国民年金被保険者名簿には再取得した記録は無いことから、申立人が申立期間直前に加入していた厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったのは59年4月のB市町村への転入後であり、その時点で申立期間に遡^{そく}及^{きゅう}して資格取得したものと考えられる。

さらに、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間後の昭和60年度分の保険料を昭和61年4月1日に、昭和61年度分の保険料を昭和61年4月26日にそれぞれ現年度納付し、次いで申立期間直後の59年10月から60年3月までの保険料を61年12月4日に過年度納付したことが確認でき、これらの納付状況からみて、申立人は59年9月以前の申立期間の

保険料については、時効により過年度納付することはできなかつたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から39年2月まで
役場の人から国民年金保険料の集金に来て、これを1回納めれば全納になるからと言われたので、納めた記憶がある。
未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは夫婦連番で昭和41年9月20日、資格取得は35年10月1日に遡^{そきゆう}及して行われたことが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫の保険料と一緒に役場職員に納付したと主張するが、社会保険庁の記録により、申立期間のうちの一部期間において夫が厚生年金保険に加入していること、及び当該厚生年金保険加入期間を除く国民年金加入期間において夫の国民年金保険料が未納となっていることが確認できる上、保険料の納付時期や納付金額についての申立人の記憶は曖昧^{あいまい}である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から42年4月まで
昭和40年6月に婚姻し、私達夫婦と妻の両親とでA事業所を自営している。妻が、家族全員分の国民年金保険料を納付しており、妻が41年4月から納付済みであるのに対して、申立期間の自分の分が未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が納付していたと主張するところ、妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録により、申立人が昭和42年5月30日に国民年金被保険者資格を再取得したことが確認できるものの、申立期間中において国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に加入していない期間であったことから、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から60年5月まで
昭和58年5月に会社を設立したが、社会保険事務所から2、3年の実績が無いと厚生年金保険への加入はできないと言われたので、国民年金に加入した。当時、妻は既に国民年金に加入しており、その後は60年5月まで、妻が私の国民年金保険料と一緒に納めたと記憶している。
未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が納付していたと主張するところ、妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、妻の申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧である。

また、社会保険庁の記録により、平成9年1月の基礎年金番号導入の際、申立人は厚生年金保険記号番号が基礎年金番号とされ、それ以前において申立人が国民年金に加入したという記録は見当たらない上、申立期間が国民年金加入期間として記録訂正されたのは14年3月8日であることが確認できることから、申立期間は申立期間当時、国民年金に未加入の期間であり、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から62年3月までの期間及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から62年3月まで
② 昭和62年6月

記憶は定かではないが、昭和62年4月から集金人に国民年金保険料を納付していた。集金人から追納の勧めがあり、保険料の納付を始めた2か月後から平成3年5月ごろまで20歳のころからの未納分を毎月、現年度分と過年度分それぞれ1か月分ずつの合計2か月分を納付してきたが、昭和62年4月以前の納付記録が無いとのことだった。

また、毎月自宅に来ていた集金人に納付していたのに、昭和62年6月のみ未納となっていることにも納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成元年2月2日、資格取得は昭和58年2月24日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①のうち、61年12月以前の保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

また、申立人は昭和62年4月から集金人に納付を始め、2か月後の同年6月から過年度保険料も合わせて納付したと主張しているところ、A市町村及び社会保険事務所の記録では、平成元年4月から現年度保険料を納付し、その2か月後の同年6月から過年度保険料を納付していることが確認でき、過年度保険料の納付を開始した同年6月の時点では、申立期間①

のうち手帳記号番号の払出時点では時効に至らなかった昭和 62 年 1 月、同年 2 月及び同年 3 月の保険料についても時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 申立期間②について、申立人は現年度保険料の納付を始めた 2 か月後の昭和 62 年 6 月から過年度保険料と現年度保険料を 1 か月分ずつ毎月納付したと主張しているところ、A 市町村及び社会保険事務所の記録では、平成元年 6 月から 3 年 4 月まで毎月、現年度保険料と合わせて過年度保険料を 1 か月分ずつ納付していることが確認できるが、A 市町村の保管する国民年金印紙検認票（検認記録カード）には、昭和 62 年 6 月分については「6 月分時効」との記載が有り、時効により納付することができなかったものと推認される。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から同年10月まで
昭和58年3月末にA都道府県B市町村にある妻の実家に転居し、市町村役場に転入届を出した際に国民健康保険と国民年金の届けを夫婦そろって出した。妻の父から、当時は私の妻が地区の集金係の家に保険料を届けたのではないかと聞いている。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月に夫婦そろってB市町村役場に転入届を出した際に国民健康保険と国民年金の加入届を出し、その後、申立人の妻が地区の集金係に納付したはずであると主張するが、申立期間の国民年金保険料について、その妻が納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は納付には関与していないため、納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和61年3月31日、資格取得は同年12月21日であり、申立期間当時、申立期間は国民年金には加入していない期間のため、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料を集金係に納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間は、現在、国民年金加入期間とされているが、同期間が国民年金加入期間とされたのは、社会保険事務所において昭和62年8月27日付けで申立人の加入記録を追加処理してからであり、その時点では、申立期間の保険料は既に納付の時効となっている。

加えて、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 480

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から42年2月まで
夫が兄と設立した事業所で経理等を担当していた義姉から、申立期間について、国民健康保険と国民年金を一緒に加入し、私と家族の分をまとめて集金に来ていた地域の担当者へ納めていたと聞いている。
未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の義姉が申立人と家族の分を一緒に納付していたと主張するが、申立人の義姉が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は納付には関与していないため、納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成3年9月20日、資格取得は同年10月10日であり、申立期間は国民年金に加入していないため、申立人の義姉は、申立人の国民年金保険料を集金人に納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の義姉も、申立期間は国民年金に加入していないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月28日から45年5月1日まで
私は、株式会社Aに昭和43年6月から60年3月まで継続して勤務していたが、43年11月28日から45年5月1日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Aにおける厚生年金保険加入期間が昭和43年6月1日から同年11月28日までの期間と45年5月1日から60年3月31日までの期間とされているが、その間の43年11月28日から45年5月1日までの期間においても継続して勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、当時の同僚は、「申立人と一緒に別の会社に行って仕事をしていたことがある。」と証言している。

また、雇用保険の加入記録においても、申立人の株式会社Aにおける1回目の資格取得が昭和43年6月1日、資格喪失が同年11月28日であり、2回目の資格取得が45年5月1日、資格喪失が60年3月31日と、厚生年金保険の加入記録と同様となっており、申立期間については雇用保険も未加入となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立人は昭和43年11月28日に被保険者資格を喪失し、その後、45年5月1日に同事業所において再取得しているが、申立期間については、加入記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない上、申立人の二つの厚生年金保険加入期間の健康保険番号は、それぞれ別の番号であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から30年5月まで
② 昭和31年4月から同年10月まで

申立期間①において、A事業所に臨時雇用の形態で勤務し、工事に従事した。

申立期間②において、B株式会社C事業所に臨時雇用の形態で勤務し、鋼管の点検や鋼管及びネジまわりの清掃をした。当時、10名程度の臨時作業員がいた。

第3 委員会の判断の理由

当時の上司の証言により、申立人が申立期間①当時、A事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、社会保険庁の記録により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年4月1日であることが確認でき、申立人は、申立期間において厚生年金保険には加入していなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は健康保険証を受け取った記憶は無いとするなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B株式会社C事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張するところ、当時の上司の証言により、申立人が申立期間②当時、同事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、同事業所では、「従業員台帳に申立人の記録は無く臨時雇用者であったと思われる。また、臨時雇用者は、厚生年金保険に加入していないと思われる。」と回答しており、申立人自身も雇用形態は臨時雇用であ

ったとしている。

また、社会保険事務所の保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び同名簿の氏名検索縦覧に、申立人の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は健康保険証を受け取った記憶は無いとするなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 9 月 20 日まで
昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 9 月 20 日まで A 事業所に勤務し事務を担当していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している B 事業所における採用辞令、A 事業所における研修修了証及び解職辞令により、申立人が申立期間のうち、昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 8 月 19 日まで A 事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が当時の同僚として記憶している二人についても A 事業所における厚生年金加入記録は見当たらない。

また、社会保険庁の記録により、A 事業所は昭和 18 年 4 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となり、9 人が同日に厚生年金保険に加入したことが確認できるが、その後に厚生年金保険に加入した者はみられない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の基礎年金番号となっている厚生年金保険記号番号は、申立人が A 事業所の次に勤務した B 事業所 C 支所において昭和 22 年 9 月 1 日に資格取得した際に、初めて払い出された厚生年金保険の記号番号であることが確認でき、申立期間において申立人は厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から35年12月まで

夫は、申立期間において、A事業所で季節労働者として働いていたので、厚生年金保険加入記録について調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年5月1日であり、申立人の同僚が同日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当時の複数の同僚から聴取したところ、「事業主から厚生年金保険加入についての希望を聞かれて加入した。」との証言が得られた。

また、同事業所が厚生年金保険適用事業所になった昭和32年5月1日以降の期間において、社会保険事務所の保管する同事業所に係る被保険者名簿に申立人の厚生年金保険加入記録は見当たらず、健康保険番号に記録の不備をうかがわせる欠番もみられない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年から29年10月1日まで

A株式会社B事業所における厚生年金保険の加入記録は昭和29年10月からとされているが、同社には23年から勤務していたはずである。厚生年金保険に加入していたかは定かではないが、準社員だったと思う。再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録ではA株式会社における厚生年金保険の加入記録は昭和29年10月1日からとされているが、23年から準社員として勤務していたと主張するところ、当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社B事業所では、「申立人は臨時社員であり、当時は原則として臨時社員は厚生年金保険に加入させなかった。」と回答している。

また、社会保険事務所の保管するA株式会社B事業所の被保険者名簿から申立人と同様に昭和29年10月1日に資格取得したことが確認できる69人のうち連絡が取れた4人はいずれも当時の身分は臨時社員だったと証言しており、これらの4人は採用後2年から10年後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人も同様であったものと推認される。

さらに、A株式会社B事業所の被保険者名簿をすべて確認したが、申立人が昭和29年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得（昭和39年10月27日喪失）した記録以外に申立人の記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月から 42 年 3 月まで

昭和 40 年ごろ、A建設現場の事業所で働いていた。仕事内容はボーリング工事の際に地下水をくみ上げる工事で、現場で知り合った「Bさん」に引き抜かれ、41年11月から42年3月までの期間、Bさんが経営するC都道府県の事業所で働いた。Bさんに、「社会保険に入ってくれ。厚生年金保険とセットになっている。」と言われ新規で加入したが、社会保険事務所から、この期間の加入記録が見つからないと言われた。事業所名は分からないが、この期間は国民年金にも加入している記録があり、重複していたことになるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B氏が経営する事業所に昭和41年11月から42年3月まで勤務し厚生年金保険に加入していたはずと主張するところ、同事業所での職務内容について明確な記憶があるものの、事業所名、所在地、経営者及び同僚の氏名を記憶しておらず、当該事業所を特定することができないため、社会保険庁の保管する記録から厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間については、雇用保険の記録においても加入記録が確認できない。

さらに、申立期間当時、A建設現場の工事を請け負った業者及び工事の関係団体に照会するなどしたが、それらから申立人が述べる事業所に関する証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月から 37 年 6 月 1 日まで

昭和 33 年 4 月から A 株式会社に入社したが、途中、期間をはっきりしないが、実家に帰省した後、また同社に勤務したことを記憶している。厚生年金保険の加入記録よりも長い期間働いたはずなので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 株式会社に入社したのは昭和 33 年 4 月であり、厚生年金保険被保険者の資格取得が同年 7 月 1 日となっているのはおかしいと主張するところ、申立人と同時期に入社した同僚の厚生年金保険の資格取得も申立人と同一日であることが確認できる。

また、申立期間当時の同僚は、「A 株式会社では、厚生年金保険への加入は入社と同時ではなかった。」と証言しており、申立期間当時、同社では入社後直ちには厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、期間をはっきりしないが A 株式会社勤務していたはずであると主張しているところ、同社の事業主の弟の妻は、「申立期間当時、申立人は夫が設立した事業所に勤務していた。また、夫が経営した会社は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所の保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の加入記録は確認できないとともに、健康保険番号に欠番もみられない。

さらに、A 株式会社は、昭和 59 年 6 月 12 日に全喪しており、申立てに係

る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。